

《人間ドックに関するQ&Aについて》（令和6年度版）

Q1 人間ドックの募集時及び受診決定の時期は、いつ頃ですか。また、追加募集は行っていますか。

A1 例年3月上旬に募集（道立学校は学校長、小中学校は市町村教育委員会を經由）を行い、5月下旬に組合員人及び配偶者人間ドックの受診者の決定を予定しています。（再任用（短時間勤務）職員で任意継続組合員2年目の方については、ご本人あてに5月上旬に受診票を送付済みです。）
なお、受診者決定の際に、例年の辞退者の数を見込んで予算枠より多めに受診者を決定していることから、追加募集は行っていません。

Q2 人間ドックを申込みましたが、その後連絡がありません。定期健康診断との兼ね合いもあり受診決定されたかどうか知りたいのですが、どのように確認したらいいのでしょうか。

A2 人間ドックの受診決定については、教育庁職員においては所属所長、道立学校の職員においては学校長、小中学校の職員においては市町村教育委員会、教育関係団体の職員においてはその団体の長を通じて、受診決定された方に対してのみ、お知らせしています（「受診決定通知書（受診票）」の交付）。「受診決定通知書（受診票）」は、5月下旬に、申込みのあった所属所長等又は市町村教育委員会教育長に受診者決定者の名簿とともに発出していますので、受診決定の有無はそちらへご確認ください。

Q3 人間ドックの受診決定通知書（受診票）を紛失しました。再発行は可能でしょうか。

A3 公立学校共済組合では、受診決定通知書（受診票）の再発行は行っていません。
受診決定の際に、当該医療機関で人間ドックを受診する方の所属所名、氏名等について、あらかじめ通知していますので、受診予定の医療機関に紛失したことを伝え、当支部のホームページから印刷した「受診票紛失届」を受診日当日、医療機関へ持参してください。
なお、本人確認が必要となりますので、組合員証（保険証）を忘れずにお持ちください。
※令和6年12月2日の保険証廃止後は、取り扱いが異なります。（裏面3参照）

Q4 都合により受診決定を受けた医療機関での受診ができなくなりました。医療機関の変更をすることは可能ですか。

A4 一部の医療機関を除き、7月1日（月）以降、医療機関の変更を受け付けます。変更の手続きは次のとおりです。

【医療機関の変更を希望する場合】

- 1 次の理由による医療機関の変更を受け付けます。
 - ①異動及び転居
 - ②当初決定された医療機関が混雑していて予約が取れない場合（オプションを含む。）
 - ③受診日が荒天等で交通手段が不通で受診できず、代替日が設定できない場合
 - ④慶弔事・不慮の事故等により受診できず、予約日の代替日が設定できない場合 等

- 2 医療機関を変更する場合は、次の手続きを行ってください。

- ① 医療機関を変更したい旨、当支部（健康支援係）へ申出
- ② 支部の受付後、当初決定された医療機関に受診取消の連絡をするとともに、新たに受診を希望する医療機関へ予約
- ③ 予約後、支部あてに変更後の医療機関名と受診日（予定）の報告

Q5 なぜ、速やかに予約しなくてはならないのですか。

A5 いずれの医療機関についても、受診の受入れについては、先着順となっています。特に、夏季・冬季の長期休業中に受診希望者が集中しており、予約が遅くなるほど希望する日での受診予約（胃カメラ検査や婦人科オプションを含む。）が取りにくくなります。
また、医療機関の変更の希望を7月1日（月）から受付けることとしており、当初に決定した医療機関での受診者を優先する観点から、速やかな予約を呼びかけしています。
なお、医療機関により予約日の指定がある場合は、その指示に従ってください。

Q6 婦人がん検診を希望していますが、どのように申込んだらいいのでしょうか。

A6 婦人がん検診の申込方法としては、「婦人がん検診」として単独で申込みほか、「人間ドック」のオプションとして申込みをすることも可能です。
なお、受診決定後に追加申込を希望する場合は、全額自己負担となります。直接、医療機関へお申込みください。（個人でのお申込み扱いとなります。）

Q7 医療機関から人間ドックの受診結果を受領しました。所属には報告の必要はありますか。

A7 人間ドック（当支部が実施している人間ドックを含む。）を職場の定期健康診断に代用している場合は、健康管理上、職員の健康状況を把握する必要があることから所属長に受診結果の写しを提出してください。
なお、一部の医療機関を除き、「受診結果報告書」を2部発行していますので、ご活用ください。

Q8 人間ドックを毎年希望していますが、2年続けて受診できていません。どのような基準で受診者を決定しているのですか。

A8 組合員及び配偶者（被扶養者として認定されている配偶者）の前年度以前の受診状況、医療機関毎の受入れ枠・希望状況等を勘案し、総合的に決定しています。医療機関の受入れ枠の少ない地域においては、受診希望が多数の場合、複数年続けて受診できないことがあります。

Q9 人間ドックの受診及び人間ドック受診後に精密検査を受診する際の服務上の取扱いとは、どうなりますか。

A9 人間ドック（人間ドック受診後の精密検査を含む。）受診時の服務上の取扱いについては次のとおりです。

- 1 道職員（道立学校職員を含む。）については、北海道条例で規定されている「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に該当するものとして、職務専念義務を免除できることとしています。
- 2 市町村立学校等職員の方については、各市町村条例により取扱いが異なりますので、各市町村教育委員会へご確認ください。
- 3 大学・団体職員の方については、各大学・団体により取扱いが異なりますので、所属する大学・団体へご確認ください。

Q10 人間ドック受診前に組合員資格を喪失（配偶者は認定取消を含む。）した場合、共済組合発行の受診票を利用し、受診できますか。

A10 共済組合が実施している人間ドックは、組合員及び被扶養者として認定されている配偶者を対象とした健診ですので、組合員資格喪失（配偶者は認定取消を含む。）後の受診はできません。医療機関へ受診しない旨の連絡をするともにお手元の受診券を支部へ返却してください。
なお、資格喪失（配偶者は認定取消を含む。）後の受診が発覚した場合、受診料を全額自己負担していただきます。